

様式第六号（第四条関係）

※※ 整理番号 第 号		※ 市区町村 令和 . . 第 号		※ 町村提出 令和 . . 第 号		※ 町村再提出 令和 . . 第 号																			
児童扶養手当現況届 (令和 年分)																									
① 証書番号	第 号	※ 既認定・新規認定	② 氏名 (歳)		③ 障害の有無 ある ・ ない	※第9条・第9条の2の区分		⑦ 支払金融機関	変更 有 ・ 無	名 称	口 座 番 号														
			個人番号			前 年 度	今 年 度																		
④ 住 所		⑤ 職業又は 勤務先名		⑥ 勤 務 先 地		第9条・第9条の2		□ 公金受取口座を利用します。																	
平成 令和 分所得	氏名	⑫ 同一生計 及び同居の 親族の人数 （70歳以上 の親族を除く）	⑬ 前月31日 までの月 計で、12 歳以上の 児童が1 人以上に あつた日 の数	所 得 額					控 除										⑭ 除後の 所得額	所得制限限度額					
				⑭ 児童手当 第1項の額	⑮ 養育費 第1項の額	⑯ 養育費 第2項の額	⑰ 養育費 第3項の額	⑱ 養育費 第4項の額	⑲ 養育費 第5項の額	⑳ 養育費 第6項の額	㉑ 養育費 第7項の額	㉒ 養育費 第8項の額	㉓ 養育費 第9項の額	㉔ 養育費 第10項の額	㉕ 養育費 第11項の額	㉖ 養育費 第12項の額	㉗ 養育費 第13項の額	㉘ 養育費 第14項の額		㉙ 養育費 第15項の額	㉚ 養育費 第16項の額	㉛ 養育費 第17項の額	㉜ 養育費 第18項の額	㉝ 養育費 第19項の額	㉞ 養育費 第20項の額
⑧ 受給者	(人)	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑨ 孤児等 の養育	(人)	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑩ 配偶者	(人)	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑪ 養育 義務者	(人)	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑮ 本年8月 1日現在の 児童の状況	児童氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	受給理由	入所施設名	障害の有無	身体障害者手帳等の 名称、障害等級及び番号				※ 再診													
							有 ・ 無																		
							有 ・ 無																		
							有 ・ 無																		
⑯ 父又は 母の障害 について	氏 名											⑰ 父又は母 が拘禁され る場合	氏 名												
	公的年金の 受給状況	1 (ア) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 2 (イ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 3 (ウ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 4 (エ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 5 (オ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 6 (カ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 7 (キ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 8 (ク) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 9 (ケ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 10 (コ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 11 (カ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 12 (キ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 13 (ク) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 14 (ケ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 15 (コ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 16 (カ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 17 (キ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 18 (ク) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 19 (ケ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：) 20 (コ) 受給額が加算の対象に できない } (種類： 障害等級： 基礎年金番号・年金コード：)											拘禁終了 予定年月日	令和 . .											
	身体障害者手帳の 番号及び障害等級	父又は母の 職業又は勤務先名																							
⑱ 父又は母の死亡に関し⑮に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況						⑲ 受給者の公的年金受給状況																			
1 受けることができる } 種類 () 基礎年金番号・年金コード () 2 支給停止 } 3 受けることができない }						1 受けることができる } 種類 () 基礎年金番号・年金コード () 2 支給停止 } 3 受けることができない }																			
⑳ 受給者が障害基礎年金等を受けることができる場合における受給者が受けることができる公的年金 (⑮に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況						上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。 令和 年 月 日 都道府県知事 (福祉事務所長) 殿 市 町 村 長 (福祉事務所長) 氏 名																			
1 受けることができる } 種類 () 基礎年金番号・年金コード () 2 支給停止 }																									
※添付書類		1 世帯の全員の住民票の写し 2 別居監護申立書・証明 3 養育申立書・証明 4 生死不明証明書 5 遺棄申立書・証明 6 拘禁の証明書 7 戸籍の謄本又は抄本 8 前住地の所得証明書 9 養育費等に関する申告書 10 その他 ()																							
※ 査 査	本年又は前年の 被災の有無	有 () ・ 無 ()	支給停止 の状況	前年度	今年度	その他の事項																			
	上記のとおり、相違ありません。	令和 年 月 日	支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止																					

◎ 裏面をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきりと書いてください。

(第 3 面)

添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

- 1 本年の1月2日以降現住所に転入された方は、㉒から㉔までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- 2 あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。
- 3 あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 4 あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 5 あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 6 あなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
 - イ 父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし、既にその書類を出しているときは必要ありません。）
 - ロ 父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ハ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ニ 父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
- 7 ㉕の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 8 ㉕の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。
- 9 このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。